

立ちどまらない保険。
三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

商品パンフレット 兼 契約概要 | 2011.10



積立利率変動型 終身保険

無配当

安心の保障を
ずっとお届けします



©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報をまとめた「契約概要」を掲載していますので、ご検討に際して必ずお読みください。

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。



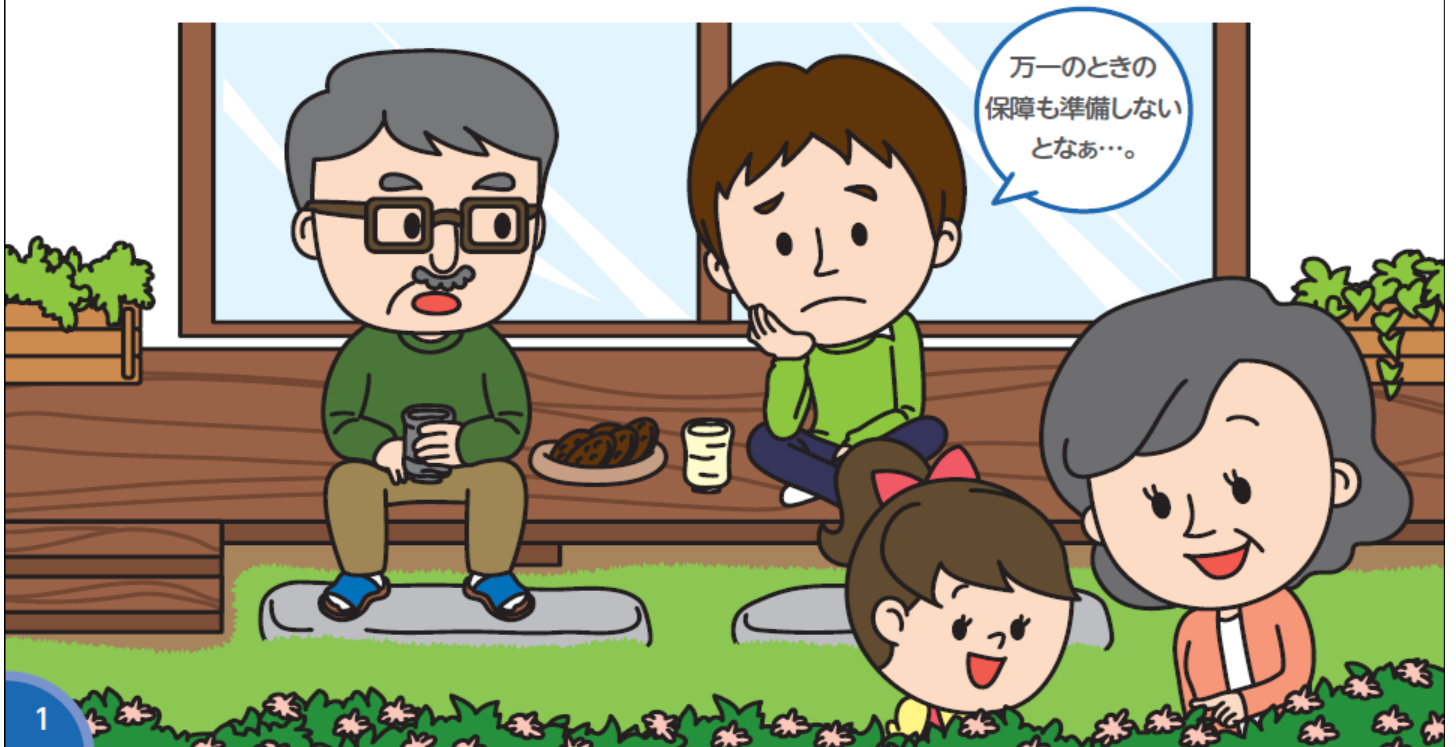
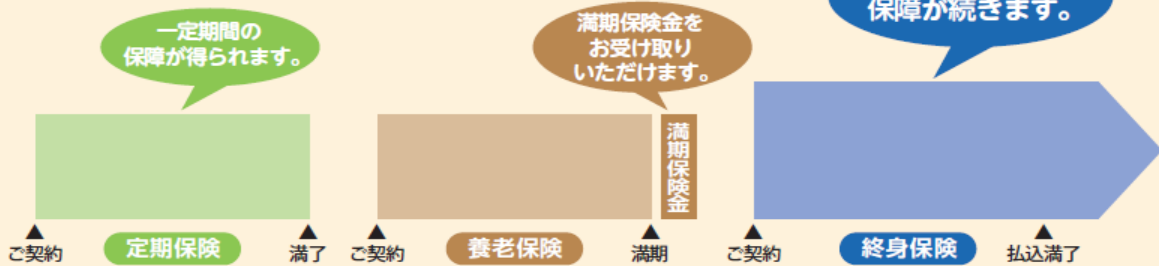
&LIFE 積立利率変動型終身保険

保障が一生続く 万一のときの保険です。

※「&LIFE 積立利率変動型終身保険」は「積立利率変動型終身保険 無配当」の販売名称です。

つまり…

積立利率変動型終身保険は一生保障が続きますので、
いつ「万一のこと」が起きても保険金をお受け取りいただけます。



保障の考え方

一生涯の保障は、ライフサイクルに合わせて考えましょう。



万一のとき、一時的に必要な費用に備えましょう。

- 葬儀関連費用や生活立て直し資金等は、いつ必要になるかわかりません。だから、一生涯の保障を準備しましょう。

葬儀関連費用(全国平均)



※(財)日本消費者協会「平成22年 第9回 葬儀についてのアンケート調査」
※上記費用には、お墓や仏壇の費用、香典返しは含まれていません。
各項目ごとに集計したため、各費用の合計と葬儀費用の合計は一致しません。

生活立て直し資金



一生涯の保障だから、将来の金利変動も考慮しましょう。

終身保険は長期にわたるご契約だからこそ、将来、金利が上昇する場合、それに伴って保障の価値も上昇するしくみがあれば、安心です。

金利変動に対応した生命保険のイメージ図



特徴としくみ

この商品の魅力をご紹介します。



特徴

1

保障は一生続きます

- 死亡・高度障害の保障が一生続きます。
万が一のとき、葬儀関連費用や生活立て直し資金等にお役立ていただけます。

特徴

2

金利変動にしっかり対応します

- 積立利率は毎月見直し、市場金利を反映します。
積立利率が年1.75% (最低保証) を上回った場合、積立金が増加し、その金額に応じて増加保険金額が発生します。一度増えた増加保険金額は、その後積立利率が下がったとしても減ることはありません。
積立利率の上昇により積立金が増加すると、その金額に応じて解約返戻金が増加します。

金利が上がったら
保障も大きくなるのね!



特徴

3

最低保証があるから安心です

- 積立利率は年1.75%が最低保証されています。
ご契約時の保障額 (基本保険金額) および積立利率が年1.75%で推移した場合の解約返戻金は最低保証されています。

用語のご説明

積立金

- 「積立金」とは、将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てた部分のことをいいます。

積立利率

- 「積立利率」とは積立金に付利する利率をいい、10年国債の応募者利回りをもとに決定されます。
- ご契約者に対して、年1回、その時点の積立利率と過去12か月の積立利率をお知らせします。

増加保険金額

- 「増加保険金額」とは、ご契約の際に定められた保険金額 (基本保険金額) とは別に、前月末日の積立金をもとにして、毎月1日に計算される保険金額のことをいいます。
- 増加保険金額は積立金の増加に応じて、その保険金額と発生時期が変動しますが、前月に計算された増加保険金額を下回ることはありません。
- 死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加保険金額がある場合には、基本保険金額に増加保険金額を加えた額をお支払いします。
- 積立利率が常に年1.75%で推移した場合、増加保険金額は発生しません。
- ご契約者に対して、年単位の契約応当日における増加保険金額を年1回お知らせします。

健康で快適な生活を応援します
“満点生活応援団”
(ご契約者向けサービス)

三井住友海上あいおい生命の保険商品をご契約いただきますと、健康・医療・育児・介護・税務・暮らしにかかわるサービスでお客さまの生活を応援する“満点生活応援団”(通話料無料)をご利用いただけます。

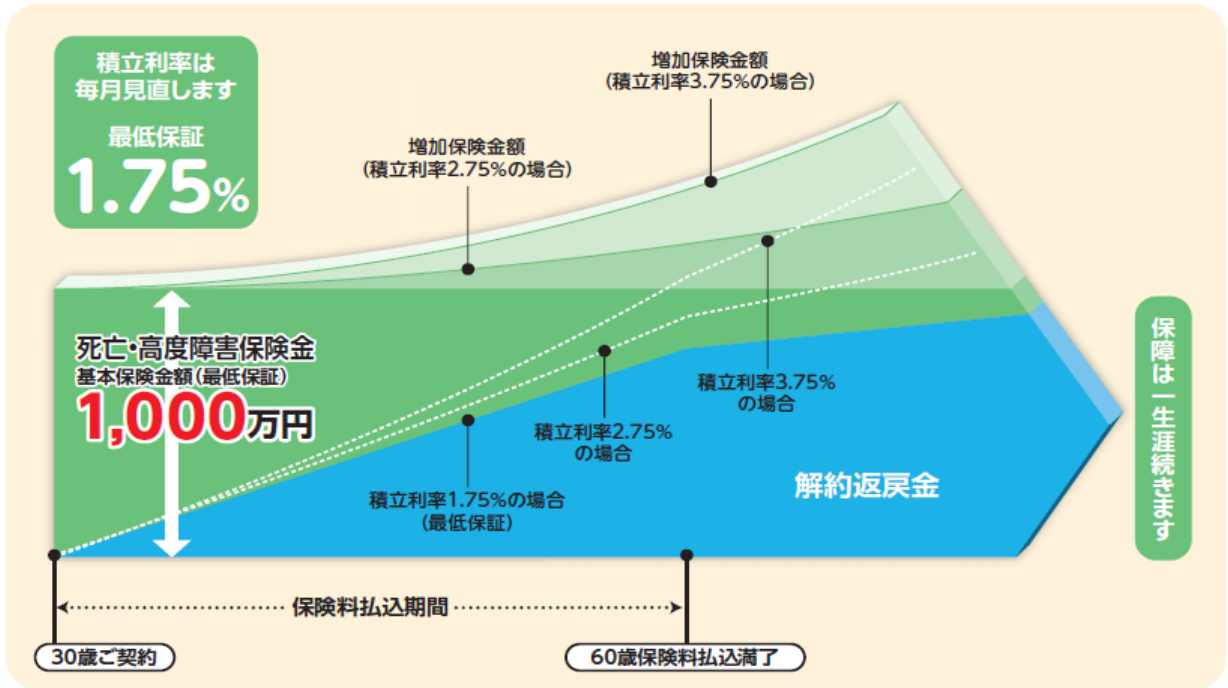
しくみ 積立利率に応じて保険金額等が増加するしくみです

積立利率変動型終身保険

無配当

ご契約例

ご契約年齢・性別: 30歳・男性
 基本保険金額: 1,000万円
 保険期間: 終身
 保険料払込期間: 60歳満了
 保険料払込免除特約付
 月払保険料(口座振替): 21,336円



<推移表 上記ご契約例の場合>

経過年数(年)	年齢(歳)	払込保険料累計(円)	積立利率1.75%		積立利率2.75%		積立利率3.75%	
			基本保険金額	解約返戻金	基本保険金額 + 増加保険金額	解約返戻金	基本保険金額 + 増加保険金額	解約返戻金
5	35	1,280,160	1,000万円	約 92 万円	約1,004 万円	約 95 万円	約1,009 万円	約 97 万円
10	40	2,560,320	1,000	208	1,018	219	1,038	231
15	45	3,840,480	1,000	325	1,042	351	1,088	379
20	50	5,120,640	1,000	450	1,075	499	1,159	555
25	55	6,400,800	1,000	585	1,117	666	1,254	761
30	60	7,680,960	1,000	730	1,169	855	1,375	1,006
35	65	7,680,960	1,000	773	1,228	950	1,515	1,174
40	70	7,680,960	1,000	814	1,289	1,051	1,670	1,363

※上表の「基本保険金額+増加保険金額」「解約返戻金」の数値は万円未満を切り捨てて表示しています。
 ※この数値は例示の積立利率(1.75%、2.75%、3.75%)が保険期間中一定でそのまま推移したと仮定して計算したものです。なお、積立利率1.75%については最低保証されていますが、積立利率2.75%、3.75%については将来のお支払額をお約束するものではありません。
 ※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

金利変動への対応力をプラスして、一生涯の安心をお届けします。



お受取例

ライフサイクルに合わせたお受取方法をご説明します。



具体的なお受取例 (P4 ご契約例の場合)

- ライフサイクルに応じてお受取方法をお選びいただけますので、老後の生活費や介護への備え等に活用できます。

受取方法 1 死亡保障を継続

ご家族に残す

死亡・高度障害保障を継続した場合

死亡・高度障害保険金
基本保険金額(最低保証)
1,000万円

一生確

受取方法 2 死亡保障の全部または一部を年金として受け取る

老後の生活費として使う

65歳のときに死亡保障の全部を10年確定年金に移行した場合

基本年金額 **約82万円**

65歳

10年

75歳

受取方法 3 要介護状態になられた場合に、死亡保障の全部または一部を年金として受け取る

介護費用として使う

要介護状態となり、65歳のときに介護年金支払移行特約を付加して死亡保障の全部を10年保証期間付終身年金に移行した場合

基本年金額 **約79万円**

65歳

保証期間:10年

75歳

要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいい、その状態がその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定された状態をいいます。

- ・ 常時寝たきり状態で、右表の①に該当し、かつ、右表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- ・ 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- ② 衣服の着脱が自分ではできない。
- ③ 入浴が自分ではできない。
- ④ 食物の摂取が自分ではできない。
- ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

- ・ 記載の基本年金額は65歳時の積立金(積立利率1.75%)をもとに2011年10月1日現在の基礎率に基づいて計算しています。実際の基本年金額は特約付加時の基礎率で計算されますので、将来変更されることがあります。
- ・ 年金受取への移行は、保険料払込期間満了後、当社所定の条件を満たす場合、年単位の契約応当日に当社所定の特約を付加していたできます。なお、お客さまのお申し出により移行いただくもので、自動的に移行するものではありません。
- ・ 年金受取へ移行される場合でもお払いいただいた保険料は個人年金保険料控除の対象となりません。
- ・ 年金受取へ移行された場合、その移行部分の解約・契約者貸付・減額はできません。年金の一括受取は当社所定の範囲でお取扱いします。
- ・ 死亡・高度障害保障のすべてを年金受取へ移行された場合、またはご契約を解約された場合には、以後の保障はありません。
- ・ 要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

特約

主契約にプラスできるオプションをご紹介します。



保険料払込免除特約

- 保険料払込免除特約を付加することで、主契約の保険料払込期間中に、以下の保険料払込免除事由に該当した場合には、**以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。**

1 約款所定の特定疾病になられたとき

たとえば… **悪性新生物(ガン)**

生まれて初めて悪性新生物(ガン)に罹患し、医師により診断確定されたとき

その他にも… **急性心筋梗塞**

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合(狭心症等は除く)

脳卒中

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象)



悪性新生物(ガン)

「上皮内ガン」「皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)」および「責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン」を除きます。

2 約款所定の特定障害状態になられたとき

たとえば… **交通事故で、脊椎を損傷してしまったとき**
脊椎に障害を残し、他人の介助や杖等の補助がなければ立ち上がることができない場合

特定障害状態

国民年金法施行令の障害等級1級に定める程度(両方の足について著しい障害を有する場合等)の状態にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態



3 約款所定の要介護状態が180日以上継続したと診断確定されたとき

たとえば… **階段から落ち、腰椎を骨折してしまったとき**
骨折を原因として、歩けなくなり、約款所定の要介護状態が180日以上継続した場合

要介護状態

常時寝たきり状態でベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、衣服の着脱や入浴等が自分ではできないために、他人の介護を要する状態等



健康優良割引

- 被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、喫煙歴等の状況、健康状態および自動車等の運転履歴に応じて、積立利率変動型終身保険の保険料を割り引きます。

※「健康優良割引」は「区分料率適用特約」の販売名称です。

※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

ご契約例

積立利率変動型終身保険 無配当 ご契約年齢・性別:30歳・男性 基本保険金額:1,000万円	保険期間:終身 保険料払込期間:60歳満了 保険料払込免除特約付 月払保険料(口座振替):21,336円
---	---

左記ご契約例で、健康優良割引のすべての基準を満たす場合

月払保険料(口座振替) **20,717円**

(SD非喫煙者優良体保険料率)

※SD:セーフティドライバー

Q&A

お客さまからのご質問にお答えします。



保険金をもらえない場合があるの？



**たとえば次のような場合には、
保険金等をお受け取りいただけません。**

- ▶ 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
例) ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
 - ▶ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
 - ▶ 責任開始日(または復活日) からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき 等
- ⚠ 詳細につきましては、「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」の「保険金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなるの？



保険料の払込猶予期間があります。

- ▶ 保険料払込期月中にご都合のつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。この猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付(お立替え)ができない場合には、ご契約は失効します。
- ▶ 自動振替貸付(お立替え)とは、保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる制度です。この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます。
- ▶ 万一ご契約の効力を失った場合でも、失効した日から1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

急に資金が必要になったときはどうすればいいの？



契約者貸付制度をご利用いただけます。

- ▶ ご契約の解約返戻金のうち、当社所定の範囲内で必要資金の貸付けを受けることができます。
- ⚠ 契約者貸付金は当社所定の利率で利息をいただきます。

契約概要

積立利率変動型終身保険 無配当

契約概要

重要事項説明

必ずお読みください

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 本書面をお読みいただくことは重要です。特に「保険金・給付金等をお支払いできない場合について」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件(保険金額・給付金額等)、保険料に関する事項等は代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」や「保険設計書」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。

商品の特徴

- 死亡・高度障害保障を生涯にわたり確保できる商品です。
- 市場金利の動向によっては、保険金額の増加が期待できます。

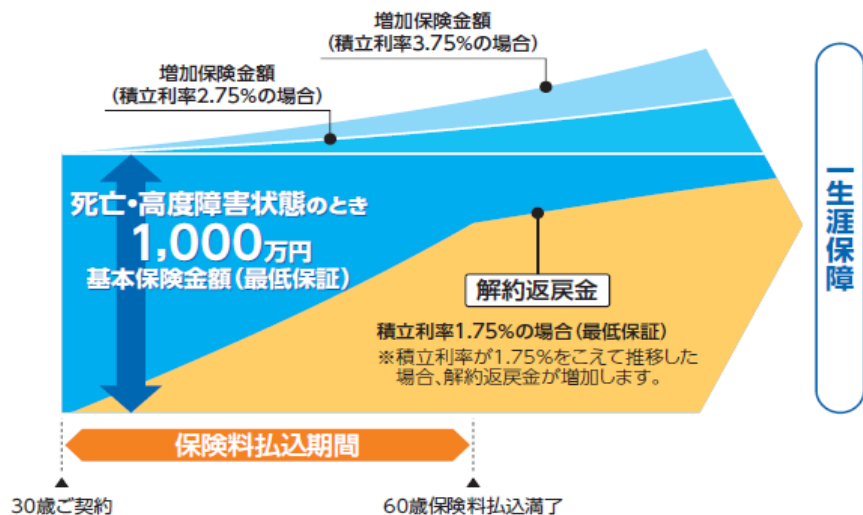
商品のしくみ

ご契約例

(計算基準日：2011年10月1日)

年齢・性別 : 30歳・男性
 基本保険金額 : 1,000万円
 保険期間 : 終身
 保険料払込期間 : 60歳満了
 月払保険料(口座振替) : 20,340円

区分料率適用特約(SD非喫煙者優体保険料率)を付加した場合
 月払保険料(口座振替) : 19,750円



保障内容(主契約)について

保険金	お支払事由(お支払いできる場合)
死亡保険金	死亡されたとき
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき

※積立利率変動型終身保険のお支払事由に該当し保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

保険金・給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

- ・責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
- ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 等

※上記の事例以外にも保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細については「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

配当金について

この保険には、主契約・特約とも契約者配当金はありません。

解約返戻金について

- この保険の解約返戻金は、積立金の推移に応じて毎日変動します。ただし、同じ月の中で解約返戻金が減少することはありません。
- この保険では、毎月1日に、死亡・高度障害保障のために必要となる額を積立金から差し引きますので、解約返戻金の額もそれにより影響を受けます。したがって、保険料の払込方法(回数)や払込時期によっては、当月の解約返戻金が、その前月末日の解約返戻金よりも少なくなることがあります。
- 無解約返戻金型収入保障特約および無解約返戻金特則が付加された特約には、特約保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 無解約返戻金特則は、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約に付加することができます。

特約について

主契約に付加できる特約を記載しています。ただし、ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

①～⑤の項目は、10ページの  お支払事由および給付に際しての制限事項によりご確認ください。

特約名称	保険金・給付金等	お支払事由(お支払いできる場合)
終身保険特約	死亡保険金	死亡されたとき
	高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき
定期保険特約	死亡保険金	死亡されたとき
	高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき
① 無解約返戻金型 収入保障特約	A型 B型 収入保障年金	死亡されたとき
		約款所定の高度障害状態になられたとき
	無事故給付金	保険期間満了時に生存されているとき
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ・不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ・約款所定の感染症で死亡されたとき
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ・不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ・約款所定の感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき
② 新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ・不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ・約款所定の感染症で死亡されたとき
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
③ 新災害入院特約	災害入院給付金	不慮の事故で180日以内に継続して2日以上入院されたとき
③④⑤ 新疾病入院特約	疾病入院給付金	病気で継続して2日以上入院されたとき
	手術給付金	病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき
③⑤ 新成人病入院特約	成人病入院給付金	約款所定の成人病で継続して2日以上入院されたとき
	成人病手術給付金	約款所定の成人病で手術を受けられたとき

③～⑥の項目は、下記の  お支払事由および給付に際しての制限事項によりご確認ください。

特約名称	保険金・給付金	お支払事由(お支払いできる場合)
新女性疾病入院特約 <女性向け> ③ ⑤	女性疾病入院給付金	約款所定の特定疾病で継続して2日以上入院されたとき
	女性疾病手術給付金	約款所定の特定疾病で手術を受けられたとき
リビング・ニーズ特約 ⑥	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき
特約名称	払込免除事由(次の場合には、以後の保険料のお払込みは不要になります)	
保険料払込免除特約	特 定 疾 病 悪性新生物(ガン)	生まれて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン等、病変が上皮内に限定しているもの)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
	約款所定の特定障害状態になられたとき	
約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき		
特約名称	お取扱内容	
代理請求特約	被保険者と受取人が同一の場合で、受取人が保険金・給付金等を請求できない特別な事情(被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知されていない場合等)があるとき、または、被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が保険金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。なお、代理請求特約を付加されない場合は、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。	

※保険料払込免除特約の付加の有無にかかわらず、主契約の約款に定める保険料の払込免除事由に該当されたときは、以後(保険料払込期間満了日までの保険料のお払込みは不要になります。



お支払事由および給付に際しての制限事項

- ① 収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。

年金のお支払事由に該当したときから特約の保険期間満了日までの期間が「最低支払保証期間」に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、5年(60回)と2年(24回)があります。

高度障害年金が支払われた場合、無事故給付金はお支払いしません。
- ② 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。災害保険金をお支払いする際、同一事故によりお支払いした障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。
- ③ 1回の入院についての入院給付金の支払限度日数は、60日、180日、730日、1,095日のいずれかをご契約時にお選びいただけます。なお、いずれの場合も保険期間通算で1,095日分を限度とします。
- ④ 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、重複してお支払いしません。
- ⑤ 各手術給付金のお支払回数(回数)の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。

治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても各手術給付金はお支払いしません。また、「約款所定の手術」を受けられたときのお支払額は、手術の種類に応じた給付倍率(40・20・10倍)によって異なります。

同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ各手術給付金をお支払いします。
- ⑥ リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。ご請求額(特約基準保険金額)は、被保険者一人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

契約概要

契約概要

重要事項説明

必ずお読みください

定期保険特約の自動更新について

- 定期保険特約は、当社所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらず次の範囲内で更新することができます。
 - ・ 主契約の保険料払込期間が保険期間と同じ場合：お申込内容に応じて当社の定める期日まで
 - ・ 主契約の保険料払込期間が保険期間より短い場合：主契約の保険料払込期間満了日まで
- 更新される定期保険特約の保険期間は、更新前と同一となります。ただし、更新後の定期保険特約の保険期間満了日が上記の更新限度以内となる範囲内でお取扱いします。
- 更新される特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。
- **自動更新を希望されない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにお申し出ください。**
- **特別条件特約が付加されている場合、自動更新をお取扱いしません。ただし、特別条件が保険金削減支払方法のみで、その保険金削減期間経過後であるときは更新をお取扱いします。**

区分料率適用特約について

- 「区分料率適用特約」「区分料率適用特約(特約用)」の販売名称は「健康優良割引」です。
 - 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」「区分料率適用特約(特約用)」を対象となる主契約・特約に付加することで、その主契約・特約の保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
※対象となる主契約・特約は「積立利率変動型終身保険、定期保険特約、無解約返戻金型収入保障特約」です。
- 【区分料率適用特約(特約用)を定期保険特約に付加した場合の更新について】**
- **区分料率適用特約(特約用)については、「自動更新」をお取扱いしません。したがって、定期保険特約が自動的に更新される場合であっても、本特約は更新されません。**

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
TEL: 0120-324-386 月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
- 当社商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険(&LIFE 積立利率変動型終身保険)です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

● ご相談・お申込先

 東海東京証券

〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1
営業企画部 保険・ラップ推進グループ TEL:052-527-1123

[MS]B0045 [AD]90-045 230,000 2011.7.1(新) 登2011-A-036(2011.10.1)